

令和 7 年度後期選抜入学者募集要項

福島県立喜多方桐桜高等学校

〒966-0914 福島県喜多方市豊川町米室字高吉 4344 番地の 5

TEL 0241-22-1230(代)

FAX 0241-22-9852

1 アドミッションポリシー

本校では、次のような生徒を求めています。

- ① 失敗をおそれない生徒
- ② 自らの力で考えようとする生徒
- ③ 他者を認め、共に歩もうとする生徒

2 対象学科と募集定員

前期選抜により定員を充足しない学科において実施する。

募集定員（各科 35 名）から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

なお、通学区域は、県下一円とする。

3 出願資格

中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和 7 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）、又は中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

4 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

工業科と商業科の併願は認めない。ただし、工業科を志願する者については、当該学科に属する小学科において第二志望までの併願を認める。

6 出願期間

令和 7 年 3 月 17 日(月)から 3 月 18 日(火)までとする。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、760 円分の切手を貼付した返信用封筒（長形 3 号、志願者の住所、氏名を記入したもの）を同封の上、令和 7 年 3 月 18 日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 調査書（所定の様式）

ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

- ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
- ② 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、出願資格の「中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の中で文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することができる。

- ③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（所定の様式）を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」（所定の様式）を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者は、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。

郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、110 円切手を貼付した返信用封筒（長形 3 号）を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は提出者に対して、自己申告書受領書を交付する。

(3) 提出期間は、令和 7 年 3 月 17 日(月)から 3 月 21 日(金)までとする。

郵送の場合には、3 月 21 日(金)必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

ただし、祝日は受け付けない。

9 県外等からの出願

(1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

(2) 上記(1)以外の県外からの出願者は、上記 7 に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（所定の様式）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

② 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

(3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記 7 に示した出願書類のほかに、次の書類を併せて提出する。

① 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

10 願書受付

(1) 出願書類の受付完了後、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

(2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出願先変更

志願者は、令和 7 年 3 月 19 日(水)に、1 回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

ただし、午後 4 時 30 分までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

(1) 本校内で出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願（所定の様式）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、後期選拔出願先変更願（所定の様式）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び障がいのあることを証明する書類を、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- ② 後期選拔出願先変更願の提出を受けた学校長は、志願者が先に出願した高等学校に、後期選拔出願先変更願の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
- ③ ②により変更先の学校から連絡を受けた高等学校長は、変更先の学校に、入学願書の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
- ④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、先に出願した高等学校に、後期選拔出願先変更者名簿（所定の様式）を持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
- ⑤ 学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。
- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。
- ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
- ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 選抜方法

調査書の審査結果、面接及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。

志願者から自己申告書の提出があった場合には、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

調査書

「各教科の学習の記録」は、135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

面接

個人面接を実施する。

面接については、点数化し、40点満点とする。

作文

作文を実施する。

テーマについて、600 字程度で自分の感想や思いを述べる作文とする。

作文については、点数化し、20 点満点とする。

14 作文・面接

(1) 期 日 令和 7 年 3 月 24 日(月)

(2) 受付時間 午前 8 時 35 分～午前 8 時 50 分

(3) 受付場所 福島県立喜多方桐桜高等学校

(4) 作 文 午前 9 時 30 分～午前 10 時 20 分

(5) 面 接 午前 10 時 40 分～

(6) 携 行 品 ① 受験票

② 筆記用具

③ 上ばき

(7) 注意事項

① 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は試験会場に持ち込まないこと。

② 作文会場（兼 面接控室）には時計を設置するが、試験の開始と終了はチャイムを基準とする。各自で時計が必要な場合は持参すること。

15 合格者発表

(1) 令和 7 年 3 月 25 日(火) 午後 3 時以降に、本校で発表する。

(2) 本校校長は、合格者に対して、受験票を確認の上、合格通知書を交付する。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

16 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

※ 本要項に記載されていない事項については、「令和 7 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。